

令和2年度 勝央町立保育園 入園申込案内

【入園申込書提出期間】

令和元年11月18日(月)～令和元年11月20日(水)

【入園申込書提出場所】

原則、入園説明会を受けた保育園にご提出ください。説明会に参加されていない方、転入予定の方については、第1希望の保育園、健康福祉部(勝央町総合保健福祉センター内)でも受け付けます。

【注意事項】

- ・書類の不備・記入漏れ等があった場合、申込みを受け付けることができません。入園申込案内を確認し、書類が揃ったうえでご提出をお願いします。
- ・施設に余裕がある場合は、上記提出期間を過ぎても申込みを受け付けますので、随時ご相談ください。



勝央町役場健康福祉部
〒709-4334
岡山県勝田郡勝央町平 242-1
勝央町総合保健福祉センター
TEL 0868-38-7102 FAX 0868-38-7103

入園申込案内

令和2年度勝央町立保育園の入園に際して、「子どものための教育・保育給付支給認定申請」(保育の必要性の認定)と「特定教育・保育施設利用申請」(施設利用申込み)が必要です。令和2年度の保育園入園のご案内を下記のとおりさせていただきますので、ご確認ください。

○申込条件

- ①平成26年4月2日～平成31年4月1日までの間に生まれた幼児または平成31年4月2日～令和2年4月1日までの間に生まれた乳児(生後7ヶ月以降、入園できます。)※勝間田保育園・高取保育園のみ(4ページ参照)
- ②保護者及び乳幼児が勝央町に住所を有していること
- ③保育の利用を必要とする要件を満たすこと(3ページ参照)※「教育標準時間(8:30～13:00)」の利用を希望される場合は、要件を満たす必要はありません。

○申込書提出期間:令和元年11月18日(月)～令和元年11月20日(水)

○提出場所

在園児:現在通っている保育園または第1希望の保育園

新入園児:入園説明会に参加された保育園または第1希望の保育園

勝央町へ転入予定の方:勝央町総合保健福祉センターまたは第1希望の保育園

支給認定について

保育園等を利用するには、保育の利用を必要とする要件により審査し、保育の必要性の認定が必要となります。

年齢	保育の必要性の認定※1	認定区分	利用できる施設	利用区分
3歳以上	必要なし	1号認定	幼稚園 認定こども園※2	「教育標準時間」 ※3
	必要あり	2号認定	保育所・認定こども園	「保育標準時間」 「保育短時間」
3歳未満	必要あり	3号認定	保育園・認定こども園	「保育標準時間」 「保育短時間」

※1 保育の利用を必要とする要件は、次ページのとおりです。

※2 認定こども園とは、保育園と幼稚園の機能をあわせ持つ施設。

※3 町内保育園において、「教育標準時間(8:30～13:00)」利用を実施しますので、1号認定の方(保育の必要性のない方)も町内保育園の利用が可能です。

保育の利用を必要とする要件と要件ごとの証明書類

- ①1ヵ月に48時間以上労働することを常態としていること(保護者のうち就労時間が短い者):『就労証明書』または『自営業等従事者申立書』
- ②妊娠中、または出産後間がないこと(出産(予定)日の属する月を含めた前後2ヵ月ずつの合計5ヶ月の間であること):『出産申立書』
- ③疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること:『病気等申立書』
- ④同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること:『介護(看護)申立書』
- ⑤震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっていること:『申立書』
- ⑥就学していること(職業訓練校等における職業訓練を含む):『就学・就学予定申立書』
- ⑦求職活動中(起業準備を含む)であること(認定日から90日目の属する月の終日まで):『求職活動申立書』
- ⑧虐待やDVのおそれがあると認められること:『申立書』
- ⑨育児休業中であること(育児休業対象児が1歳6ヵ月になる年度末まで):『就労証明書』
- ⑩その他、保育が必要であると勝央町が認める事由に該当するもの:『申立書』

保育の利用を必要とする要件ごとの保育必要量(利用区分)

保育の利用を必要とする要件		保育の必要量(利用区分)
①	1ヵ月に120時間以上労働することを常態としていること。	「保育標準時間」 (7:00~18:00) +必要に応じた延長保育
④	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること。	
⑥	就学していること。	
②	妊娠中、または出産後間がないこと。	
③	疾病にかかり、もしくは負傷し、又は精神もしくは身体に障害を有していること。	
⑤	震災・風水害・火災・その他の災害の復旧にあたっていること。	
⑧	虐待やDVのおそれがあると認められること。	「保育短時間」 (8:30~16:30) +必要に応じた延長保育
①	1ヵ月に48時間~120時間未満の労働することを常態としていること。	
④	同居または長期入院等している親族の介護・看護をしていること。	
⑥	就学していること。	
⑦	求職活動中(起業準備を含む)であること。	
⑨	育児休業中であること。	「教育標準時間」 (8:30~13:00) +必要に応じた延長保育
	なし 保育の必要性がなくても利用可能。	

【注意事項】

※1 要件①について:入園後に保護者が離職した、もしくは就労時間等を変更した場合、支給認定の変更が必要となります。それに伴い、就労時間を変更した場合は、利用区分の変更が必要になる場合があります。離職した場合は、要件⑦に切り替え、90日以内に就労を再開していただく必要があります。就労を再開されなかった場合は、退園となります。※3 参照

※2 要件②について:出産(予定)日の属する月を含めた前後2ヵ月ずつの合計5ヶ月間を経過した後は、退園となります。育児休業に入られる方については「保育短時間」に変更していただきます。

※3 要件⑦について:有効期限は認定日から90日目の属する月の終日です。期限を経過しても、就労されなかった場合は、退園となります(3歳児以上であれば、「教育標準時間(8:30~13:00)」での利用は可能です)。

※4 要件⑨について:育児休業対象児は入園できません。

※5 入園している児童であっても、保育の必要性の要件に変更があったときは、支給認定の変更が必要となり、保育の必要性の要件に該当しなくなったときは、入園の継続はできません。

施設利用について

勝間田・高取地区に居住の児童は、勝間田または高取保育園のどちらか希望の保育園への入園を基本とし、植月・吉野・古吉野地区に居住の児童は、住所地区の保育園への入園を基本とします。ただし、応募者が定員を超えた場合は、他の園に変更もしくは入園をお断りさせていただく場合があります。保育の必要性が高い方を優先し、住所地区、在園兄弟の有無等から勝央町が調整しますので、第3希望までご記入ください。

○各保育園の定員と受入年齢

保育園名	住所	定員	受入年齢	電話
勝間田保育園	勝央町岡 108	200人	0歳児(7ヶ月~) 1~5歳児	38-2179
植月保育園	勝央町植月中 2-1	70人	1~5歳児	38-2366
吉野保育園	勝央町美野 1097	45人	1~5歳児	38-5025
古吉野保育園	勝央町石生 721-1	45人	1~5歳児	38-2838
高取保育園	勝央町黒坂 292-1	120人	0歳児(7ヶ月~) 1~5歳児	38-2655

○保育必要量(利用区分)

7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	(時)
保育標準時間(11時間)												延長 保育 ③	
保育短時間(8時間)										延長 保育②			
教育標準時間(4.5時間)						延長保育①							

○延長保育利用料

延長保育①13:00～16:30(3.5h)…1回 700円

延長保育②16:30～18:00(1.5h)…1回 300円

延長保育③18:00～19:00(1h)…1回 200円(「保育標準時間」認定の乳幼児は月 3,000円を上限)

○土曜日保育

各事業所において週休2日制が普及してきており、また義務教育も5日制が導入されてきていることから、保育園におきましても土曜日の保育につきましても、保育に欠けない方については、ご家庭で保育をしていただくようお願いいたします。なお、仕事等により保育を必要とする方につきましては、保育園にて保育を実施いたします。土曜日保育実施希望の方につきましては、各園において前もって申込みをしていただくようになります。

○休園日

日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日～1月3日、その他町長が特に必要と認めた日。

提出書類について

入園希望児童の氏名、生年月日は、戸籍どおりに正しく楷書で記入してください。記入漏れや添付書類がないなどの不備があった場合、受付ができません。本案内、記入例等をよく確認し、申し込んでください。

<全員に提出していただく書類>

- ①「子どものための教育・保育給付支給認定申請書」
- ②「令和2年度 特定教育・保育施設利用申請書」
- ③「令和2年度 保育園(所)入園申請確認書」
- ④保育を必要とする証明書(両親とも)(3ページ参照)

①～③については、1家庭から2人以上申込みをする場合、それぞれの乳幼児ごとに記入し、提出してください。④については、1家庭から2人以上申込みをする場合でも、両親1枚ずつの1セットを提出してください。また、「教育標準時間(8:30～13:00)」での利用を希望されている場合は、④の提出は必要ありません。

＜該当する方のみ提出していただく書類＞

⑤「令和元年度市町村民税課税証明書」または「マイナンバーが確認できる書類」のどちらか一方※保育料の決定の際に必要となります。

該当する方:平成31年1月1日に勝央町に住民票がなかった方(勝央町に転入予定で令和2年度新入園予定の方。平成31年1月1日に勝央町に住民票がなかった方でも令和元年度から本人または兄弟が在園している場合はすでに提出していただいているため不要です。)

・「令和元年度市町村民税課税証明書」を提出される方

→平成31年1月1日に住民票があった市町村で取得し、入園申込書に添付して提出もしくは勝央町総合保健福祉センターに提出してください。

・「マイナンバーが確認できる書類」を提出される方

→11月18日(月)～11月29日(金)までに世帯全員のマイナンバーがわかる書類、身分証明書、印鑑を持って勝央町総合保健福祉センターにお越しください。提出していただいたマイナンバーで、平成31年1月1日に住民票があった市町村に市町村民税額を照会させていただきます。

⑥口座振替依頼書※保育料・副食費の口座振替のために必要となります。

該当する方:新入園の方(兄弟が在園している場合は不要です)、または振替口座を変更したい方。

利用できる金融機関…中国銀行・勝英農協・津山信用金庫・ゆうちょ銀行

口座振替依頼書に必要事項を記入のうえ、通帳、登録した印鑑を持って、上記金融機関(勝央町内にある支店)に提出してください。※通帳は勝央町内の支店のもでなくても使用できます。

1月下旬頃に入園が仮決定した方に仮決定通知が届きますので、届いた方のみご提出ください。

⑦保育料減免申請書及び証明書類

該当する方:母子・父子世帯

身体障害者手帳・療育手帳の交付を受けた方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者がおられる世帯

上記の世帯で、一定の所得以下の方については、保育料(0～2歳児)が減免となる場合があります。入園申込・所得内容を取りまとめた後、該当となる方には別途手続きのご案内をいたします(3月予定)。



利用者負担額について

＜保護者全員に負担していただく費用＞ ※減免制度はありません。

○主食費…ごはん・パンなどにかかる費用

令和2年度より、3歳児:1日40円×給食を食べた日数、4～5歳児:1日60円×給食を食べた日数で算出した額を毎月、保育園が直接徴収させていただきます。

○絵本代・教材費・保護者会費等

各保育園の定めた額・頻度で保育園が直接徴収させていただきます。

＜3～5歳児の保護者に負担していただく費用＞

○副食費…おかず・おやつなどにかかる費用

3～5歳児は、令和元年10月より保育料(施設利用費)が無償化され、副食費のみを負担していただくようになりました。副食費は、利用区分(「保育標準時間」・「保育短時間」・「教育標準時間」)にかかわらず、月額4,500円を基本とします。(ただし、下表のとおり保護者の住民税所得割額によっては減免・免除になります。)欠席・アレルギー除去食等による減額等はありません。ただし、長期入院のような保育園があらかじめ長期の欠席を把握することができ、配食準備に反映できる場合については、減額などの対応をしますのでご相談ください。

定義	副食費
生活保護世帯	0円
市町村民税非課税世帯	
保護者の市町村民税所得割額の合計が57,700円未満(ひとり親で77,101円未満)	
保護者の市町村民税所得割額の合計が57,700円以上	4,500円

※ただし、副食費がかかる場合であっても多子世帯については、下表のとおり減免対象になる場合があります。

多子世帯の減免条件	副食費
第3子以降	0円
第2子(第1子が保育園に在園している場合)	半額(2,250円)
第2子(第1子が保育園に在園していない場合)※	4,500円
第1子	4,500円

※徴収方法は、これまでの保育料と同じく勝央町が口座振替にて徴収します。※記帳の際、「ホイクリョウ」(金融機関によって表記は多少異なります)と印字されますが、副食費のことです。

＜0～2 歳児の保護者に負担していただく費用＞

○保育料…施設利用費＋副食費

保育料は、保護者の住民税所得割額・歳児・各利用区分（「保育標準時間」・「保育短時間」・「教育標準時間」）により決定します。※保育料額参考資料として、令和元年度の保育料額をお示しします。令和2年度においては、多少の変更があることをご了承ください。

階層	定義	0 歳児		1・2 歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間
1	生活保護	0	0	0	0
2	市町村民税非課税	0	0	0	0
3	市町村民税所得割額 48,600 円未満	16,570	13,250	16,570	13,250
4	〃 97,000 円未満	25,500	20,400	25,500	20,400
5	〃 169,000 円未満	37,820	30,250	37,820	30,250
6	〃 301,000 円未満	51,850	41,480	51,850	41,480
7	〃 397,000 円未満	68,000	54,400	68,000	54,400
8	〃 397,000 円以上	88,400	70,720	71,860	57,480

※徴収方法は、これまでの保育料と同じく勝央町が口座振替にて徴収します。また、入園後は退園届を提出しない限り、通園の有無にかかわらず、全額納付していただきます。

多子世帯・ひとり親世帯の保育料免除・減免について

○扶養している兄弟をすべて数えて第3子以降となるものは保育料が全額免除となります。

○第1子が在園している場合の第2子は保育料が半額減免となります。（第1子が、小学生以上の場合、半額減免の対象とはなりません。ただし、市町村民税所得割額 57,700 円未満の世帯（教育標準時間は、77,101 円未満）の場合、第1子が小学生以上でも半額減免となります。）

○ひとり親世帯については市町村民税が非課税の場合は保育料が全額免除、市町村民税所得割額 77,101 円未満の場合は第1子は半額減免、第2子は全額免除となります。

口座振替について

保育料・副食費については、勝央町が口座振替にて徴収させていただきます。該当月の月末（ただし12月は25日）が振替日となります。なお、振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日が振替日となります。残高不足等で振替ができなかった方は、翌月初旬に納付通知書（ハガキ）を送付いたしますので金融機関、役場出納室で納めてください。

保育料・副食費の決定について

3月下旬に決定し、4月に通知させていただきます

広域入所利用について

保育施設の利用については、保護者及び児童の住民票がある市町村の保育施設を利用するのが基本です。ただし、勝央町外の保育施設であっても、職場が近い、実家が近くにあり祖父母等の協力が得られる、などの理由があり、かつ広域入所利用を行っている保育施設であれば、市町村同士の協議により入園が可能な場合があります。町外の保育園を希望される方は、勝央町役場健康福祉部にご相談ください。

その他

○入園申込後の予定について

- | | |
|------------|--|
| 11月下旬～1月中旬 | 入園調整(不備・記入漏れがあった場合、定員を超過している場合などお電話させていただく場合がございます。) |
| 1月下旬～2月上旬 | 仮決定通知書等の送付 |
| 2月中 | 内科健診・物品購入・面接等(各園) |
| 3月上旬 | 1日体験入園(各園) |
| 3月下旬～ | 決定通知書の送付 |

○令和2年度入園式について

令和2年度入園式は、令和2年4月3日(金)です。4月1日(水)は勝間田・植月・吉野・古吉野保育園は在園児のみの保育の実施、高取保育園は開園準備のため休園(在園児は他の4保育園で保育を実施)、4月2日(木)は年度切替作業のため5保育園とも休園です。

○お問い合わせについて

ご不明な点等があれば、下記連絡先にお問い合わせください。

岡山県勝田郡勝央町平 242-1
勝央町総合保健福祉センター内
勝央町役場健康福祉部保育園班
TEL 0868-38-7102 FAX 0868-38-7103

お問い合わせは
こちらまで!

